

大阪府茨木市の明治期作成地籍図

－ 茨木市及び大阪法務局北大阪支局所蔵地籍図の調査（２）－

石坂 澄子

１．はじめに

本館『館報』第３号にて、大阪市及び大阪法務局北大阪支局が所蔵する茨木市の地籍図の概要をまとめた。本稿では、いくつかの特徴について述べることにする。

２．地租改正における地引絵図の特徴

明治６年（１８７３年）公布の地租改正法によって作成された地籍図である。「明治七年地租改正法」（茨木市蔵）の巻末には「字一筆限地図帳」の雛形が収録されている。雛形の構成は、表紙・全村図・字図・奥書である。表紙は中央に「字一筆限地図帳」、左下に「摂津国何郡第何区 何村」とある。全村図は見開きで一村全体を描き、右下に凡例、左下に作成年月と戸長の署名を入れるよう記している（図１）。字図は右端に朱書きで字番、次の行に字名・反別を書き、その下に田・畑・宅地の反別内訳を書くように指示している。図は道路・字番は朱、筆界・地目・反別をスミで表現しており、屈曲のある耕地は十字法を用い入歩出歩を取捨して面積を求め、その際の縦横間数を記載するよう指示している。奥書の書式は、

右者今般税法御改正ニ付私共卹方銘々持地現歩取調可申上旨御達ニ付私共并持主立会一筆限実地之形状間数等取調候処書面之通聊相違無御座右之外洩レ地隠歩等一切無御座候以上とあり、年号月日・郡村名・百姓惣代・立会人・副戸長・戸長の署名捺印、宛先として大阪府権知事渡辺昇殿とある。

「〔安元村字図〕」（明治８年、茨木市蔵）は、この雛形に従った形式で作成されている（図２）。構成は表紙（表題なし）・全村図・字図・奥書の順で、字図の右側には字番・字名・反別・反別内訳が記され、最後の奥書は雛形と同文である。字は全部で二十番あり、第壱～九番は耕宅地、第十～二十番は「山第〇番」と記される山地部である。字番と地番は朱書きで、地番一は第壱番字から始まり、第二十番字まで通しで付番されている。全村図と耕宅地の字図には円で表現された方位記号が記載されているが、これは雛形には無い表現で

ある。

３．地籍編成での地籍地図の特徴

このグループの地図は、内務省によって進められた地籍編成事業に伴い作成された。茨木市では明治１６～１８年（１８８３～８５年）作成のものが確認されている。特徴としては、地租改正の地籍図で地番が付けられなかった道路・堤塘・沼沢等にも地番が付けられ、付番の方式も地租改正では一村で通し番号が付けられたのに対し、字限り地番にした県があることである（註１）。茨木では字限り地番が採用されている。

地籍図は「地籍編製心得書」（明治１５年）（註２）をもとに作成された。これは冒頭に緒言、続いて全８０条を内容別に１５章に分け、まとめられている。加えて、提出物の詳細な雛形が添付され、これに準じた形式で地籍編製に関する地図・簿冊を作成することとしている。各町村の地籍が整った上はこれを郡区役所に提出し、郡区長の点検を受け（第７５条）、郡区役所は各町村より提出された地籍を点検し、その合計を地券台帳及び地籍のために調査した簿冊と照らし合わせ、郡区長が検印すること（第７６条）とある。地籍は二部作製し官庁に進達（第７７条）、実地調査の書類・草稿は分類して簿冊あるいは袋入りにし、書類名と調掛の姓名を表書きこれに捺印して、戸長役場に備え置くこと（第７８条）とある。官庁に進達された二部の地籍は、官庁がこれを検査し、不都合が無い場合は検印を捺し、一部を官庁、一部を町村に戻し（第７９条）、官庁から戻された地籍はその町村に備え置き、土地売買・譲渡などの際に利用すること（第８０条）とある。

地籍編製での地籍図の雛形（註３）には、細かな指示が明記されている。地図表紙は、中央にスミで「大阪府管下何国何郡何村町地図」と表題を書き、その右側に同じくスミで「年 月 日」と進達年月日を記載することとしているが、注意事項として朱で「用紙西ノ内ノ類袋綴ニシテ其綴目ニ郡戸長ノ印ヲ捺スベシ」「何冊ノ内何 自何番字至何番字 大村ニシテ一冊ニ綴リ難キモノハ二

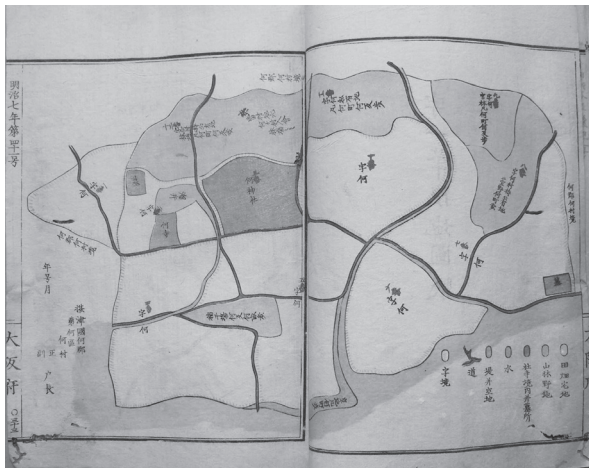


図1 字一筆限地図帳雛形（全村図）



図2 安元村字図（全村図）

本條為某村市ニ無之ハ條ハ除之漏レタルハ適宜補數見込メテ出ツルニ此凡例ハ冊首ニ記ス

石	河	次	宅	澤	畦	畑	田	雜	牧	原	荒	竹	水	寺	林	公	木	名	神	石	官
岸	地	漠	地	畔				木	場	野	地	藪		境	内	園	家	所	社	造	舍
山	地	漠	地	畔				木	場	野	地	藪		境	内	園	家	所	社	造	舍
六四	藍	赭	黃	八三	黃	六四	赭	九一	九一	七三	八二	八二	藍	十一	五五	墨	朱	洋	洋	洋	洋
墨	墨	黃	黃	藍	藍	藍	石	藍	藍	藍	藍	藍	藍	墨	藍	墨	紅	紅	紅	紅	紅
里	揭	經	電	方	筆	字	村	郡	府	國	鹽	堤	鐵	道	棹	綱	板	笄	土	石	石
程	示	界	信	位	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
標	場	標	柱	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
標	場	標	柱	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
標	場	標	柱	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界

図3 地籍編成心得書凡例雛形（大阪市立図書館蔵）

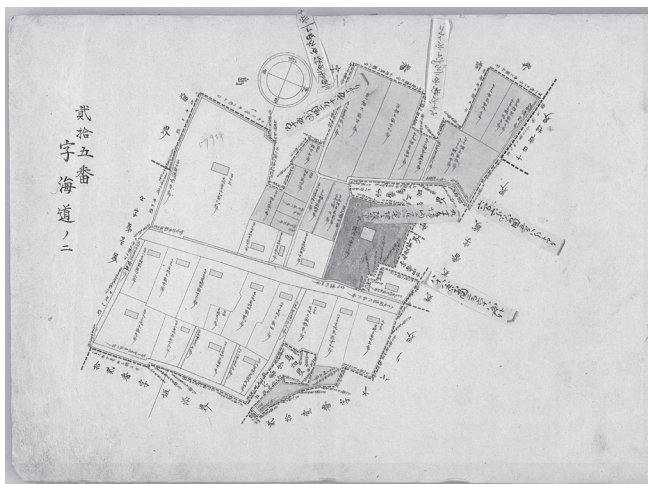


図4 付箋付字図（耳原）

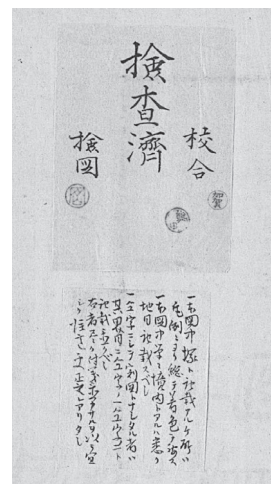


図5 付箋付表紙裏面（耳原）

表 1 検査付箋一覧（大阪府管下摂津国島下郡耳原村地図）

該当丁	付箋内容
(表紙)	島(以下破損)(表面、以下裏面)／検図済 校合 印(加賀 熊田) 検図 印(岡)／一 本図第塚日記載アルケ所ハ凡例ニヨリ総テ着色ヲ◆ス 一 本図第単ニ境内トアルハ悉ク地図記載スベシ 一 同字ニシテ割図トナシタル者ハ其界図ニ同字ノ一 同字ノ二ト記載◆クベシ 右者尽ク付箋示◆ヘカサルヲ以テ宜シ◆◆更正之レアリタシ
(全図、方位及び間数、里程、添書)	三十二番別図◆◆〜三◆トアリ○／三十番字図ニ六間二分五厘トアリ○／四十一番字図ニ式百二十六度トアリ○／四十九番別図ニ四間四分トアリ何レカ◆ナル也○／八番字池尻ノ反別を記入セヨ／十九番反別字図一廿一步トアリ○／分図トモ西隣戸長ノ押印ナキハ如何
(添書)	別図進達年月日記載◆◆／別図トモ上野村戸長ノ捺印ナキハ如何
老番字山之後ノ一	此所ニ番字島畑界ノ誤リナラン○／此所経界線ヲ取除クベシ○／式百五十二度ナラン○／零度三拾分ナラン
老番字山之後ノ二	五十三度三十分ナラン○／百五十度ナラン○／二百二十八度三十分ナラン○／此◆三十六番図ト不合○／二間五分ノ対度二間八分トアリ○(度を間に訂正済)／二百五十一度対度五十八度トアリ○／二百四十五度対度八十五度トアリ○／十間六分ノ対間十間五分トアリ○／三百五十六度二十分ナラン○／十間ノ対間八間トアリ”七間ナリ”／二百五十六度ナラン○／百九十三度三十分ナラン○／百八十三度ナラン○
式番字島畑	三番字十三度四間四分ノ対度間ナシ四番字ノ◆◆ナラン／三番字四番字経界線位置◆◆セリ／二百五十二度対度百(以下破損)／百八十三度ナラン
三番字毛受野	経界位置◆◆／三百四十五度三十分ナラン
四番字池尻	百六十四度三十分ナラン○／二百六十六度ハ二百六十四度ナラン○／二百六十三度三十分ナラン○／百八十三度ナラン○
五番字毛受野	此処八番字ト不合
六番字幣久良	四百三分ノ対間四間二分トアリ／百二十度対度三百三十度トアリ／八十五度対間二分ハ五番字ナラン果シテ然ラバ経界線相違セリ／二百六十五度ハ二百六十七度ナラン／三百六十六度ハ別図三百二十六度トアリ／二百四十六度ハ別図三百卅六度トアリ
七番字毛受野	拾間四分ハ九間四分ニ当ル／九間七分ニ当ル
八番字池尻ノ一	百六十八度対度三百四十六度トアリ(朱で撥ね印、三百四十六の横にスミで○、別丁の対度を三百四十八度に訂正済)／百一度卅分対度二百八十三度卅分トアリ(朱で撥ね印、二百八十三度の横にスミで○、百一度を百三度に訂正)／二十八間五分対間二十八間四分トアリ(朱で撥ね印、別丁の対度を二十八間五分に訂正)／七十六度対度二百四十六度トアリ本度モ六十六トニ当ル(朱で撥ね印、七十六度を六十六度に訂正、別丁の対度は二百五拾六度に訂正済)／三百三十度一間ノ対度間ナシ○
八番字池尻ノ二	百三度ナラン測線ヲ引◆◆(朱で撥ね印、訂正なし)／拾間ニ当ル(朱で撥ね印、拾間を九間に訂正、接合する別丁も九間に訂正)／百五十度別図百四十一度トアリ(朱で撥ね印、訂正不明)
九番字尾勝前ノ一	九十二度四間対度二百七十三度四間五分トアリ(朱で撥ね印、別丁の対度を四間に訂正)／百五十二度六間九分対度間三百五十二度六間七分トアリ(朱で撥ね印、別丁の対度を三百三拾二度六間九分に訂正)／三百五十一度対度百七十一度卅分トアリ(朱で撥ね印、別丁の対度を百七十一度に訂正)／一度卅分ノ対度百八十度トアリ(朱で撥ね印、別丁の対度に三十分書き足し)／七十四度卅分ノ対度二百五十四度トアリ(朱で撥ね印、別丁の対度に三十分書き足し)／十一間一分対間十一間五分トアリ○／六間八分ハ五間五分ニ当ル(朱で撥ね印、以下付箋三点については本図で五間五分に訂正)／六間八分ノ対間六間四分トアリ(朱で撥ね印)／六間八分ハ別図ニ六間四分トアリ(朱で撥ね印)
九番字尾勝前ノ二	百拾度対度二百九十六度トアリ(朱で撥ね印)／二百七十二度三十分対度九十一度三十分トアリ(朱で撥ね印)／七間八分ノ対度七間六分トアリ(朱で撥ね印)
拾番字惣行	三百二度別図三百三度トアリ(朱で撥ね印)／十八間六分対間廿間六分トアリ(朱で撥ね印)／百六十八度対度三百卅八度トアリ(朱で撥ね印)
拾老番字大將軍	六間ノ対間七間トアリ／四間五分ハ対間四間五分五厘トアリ／四間二分対間四間三分ナラン
拾式番字垣添	九十一度卅分対度二百七十一度トアリ○／十三間三分ノ対間十三間三分トアリ(朱で撥ね印)／九度十四間二分ノ対度間百八十三度十三間七分トアリ(朱で撥ね印)／三間ノ対間三間五分トアリ(朱で撥ね印)／二百七十六度対度八十六度トアリ(朱で撥ね印)／二百七十七度ハ二百七度三十分ナラン
拾三番字梅之木	百三十度対度三百二十度トアリ(朱で撥ね印)／六十二度ハ別図百六十二度トアリ(朱で撥ね印)／六十二度対度三百四十四度トアリ(朱で撥ね印)／三間五分対間三間四分トアリ(朱で撥ね印)／十七番地籍◆ニ老反二畝升三歩トアリ
拾四番字平田	二百九十九度卅分対度三十九度トアリ(朱で撥ね印)／百三十三度対度三百十五度トアリ(朱で撥ね印)／百六十二度対度三百三十五度トアリ◆〜此ノ線ハ百五十五度ニ当ル(朱で撥ね印)／八十九度四間九分ハ拾老番之対度間ナシ恐ラクハ拾番界ナラン依テ字界ヲモ更正アレ(朱で撥ね印)／百八十三度卅分ハ別図三百八十三度卅分トアリ(朱で撥ね印)／八十八度卅分対度二百六十六度トアリ
拾五番字墓之木	二間七分ノ対度二間六分トアリ(朱で点)／百四十三度卅分対度三百二十二度トアリ○／六度卅分対度百八十二度卅分トアリ(朱で点)
拾九番字河原田ノ二	六十三度対二百五十三度トアリ(朱で撥ね印)／井池等ノ地目ニ改ムベシ／八十三度ハ別図二百(以下破損)／二百廿五度卅分別図二百卅五度卅分トアリ○
拾九番字河原田ノ三	九十五度対度二百八十五度トアリ○／四十六間九分対間四拾六間三分トアリ○／六度卅分対度百六十六度卅分トアリ○
式拾番字イノクボ	九十六度ハ九十四度三十分ニ当ル／八十四度ハ八十六度三十分ナラン
式拾老番字大バノ一	経界線更正(以下破損)／十一間四分対間(以下破損)／十四度ハ対度百八十四度トアリ○
式拾老番字大バノ二	八十六度対度二百六十八度トアリ○
廿式番字蔵之下	七十七度七分ハ対度ナシ或ハ十日市村界ノ中ナラン○
式拾三番字嶋畑	本図ノ度数ハ過◆〜ニ付再画スヘシ○
式拾四番字毛受野	此ノ辺南側之方位間数記入スヘシ／此処升五番圖反対度ヲ記入スベシ
式拾五番字海道ノ二	八十八度ハ別図二百六十八度トアリ○／九十番境内トアルハ宅地ト改ムベシ○／六間六分ハ別図五間八分トアリ(朱で撥ね印)／七十度対度二百六十度トアリ(朱で撥ね印)／三百三十一度対度百四十一度(以下破損)○／百十度ハ別図二百十六度トアリ○
式拾七番字島畑	式度ハ別図十二度トアリ
式拾九番字島畑	百八十三度三十分ハ対図二百七十三度三十分トアリ○／二百六十九度一間五分対照ノケ所ナシ○／四間五分別図四百二分トアリ○
三拾番字北畑	三百三十四度七間六分ハ何字ニ接スルヤ記載アルベシ○／三百十四度対度百二十四度トアリ○／九十二度対度二百七十六度トアリ○
三拾式番字神主畑	十五間一分対間十五間二分トアリ○／二百七十三度対度九十二度トアリ○／二百七十三度百八十五度対度間記入ナシ○／八間一分対間五間一分トアリ○／二間五分ハ別図二間三分トアリ○／十四間五分対間十四間八分トアリ○／三百四十六度ハ対度百五十六度トアリ○／十間三分対間十間五分トアリ○／八十九度卅分対度二百六十七度三十分トアリ○／二百七十八度対度八十八度卅分トアリ○／五十一度対度二百卅一度卅分トアリ○
三拾三番字毛受野東	百七十八度対度九十八度トアリ(朱で撥ね印)／三百七十八度ハ別図二百九十八度トアリ(スミで二百九十八度の横に○)／三百三十八度対度七十八度トアリ(朱で撥ね印)／二間七分対間二間八分トアリ(朱で撥ね印)／二百八十五度対度九十五度トアリ○
三拾四番字毛受野	二番境内トアルハ地目ヲ挙ゲヨ／三式番字界ノ方位間数ヲ記載スヘシ
三拾五番字毛受野	境内トアルハエ都合ニ付地目ヲ記入スベシ／三十三番字界ナラン
三拾六番字毛受野西	此度二十五番字ニ接スルナラン／六間七分ハ別図六間九分トアリ(スミで六間九分の横に○)／三百卅六度対度百十六度トアリ○／二百三十二度対度五十八度トアリ○／十一間五分ハ対間十一間三分トアリ○
三拾八番字島畑	六間八分◆〜／方位間数記入スヘシ
三拾九番字幣久良	此ノ入◆◆タル三市ノ界字ヲ記入シ◆◆反対度間ヲ再査スヘシ
四拾番字毛受野	度間ノ記入ヲ要ス／百十八度ハ八十九度ナリ
四拾老番字島畑	此ノ◆度間ヲ記入スヘシ

◆、◆〜は未判読文字、カッコ書きは筆者注記。○は但書の無いものは全て朱書。原図は付箋の指示通り訂正済。訂正したものは付箋に朱で○印(無いものもある)、付箋の指摘が間違っているものは付箋に朱書き込み、未訂正箇所は付箋に朱なし。

冊或ハ三四冊トナシ朱字ニテ如此記スベシ」とある。「西ノ内」とは、茨城県で生産される那須楮の繊維だけで漉かれた和紙である。丈夫で虫がつかず、保存するのに適した紙として評価された。用紙は袋綴りにして綴り目には戸長の印を押すこととしている。

地図凡例の雛形は、右側に縮尺（全図 6,000 分の 1、字限図 600 分の 1）、45 種類の地種の凡例が色と記号で示され、色については具体的な顔料の名称が明記されている（図 3）。例えば「洋紅」（官舎、石造家屋、神社境内地、名所旧跡）・「墨」（木造家屋）・「藍」（水）は、日本画で使われる泥絵の具（水干絵具）の名称である。色を混ぜる場合の混合の割合も「二黄 八藍」というように指示されている。

全図（全村図）の雛形は、左上に表題、中央に図（北が上）、右上に方位及間数、右下に府庁・郡区役所・村界までの里程、左下に当該町村及び隣接町村の戸長の氏名・印を配置している。方位及間数は町村の外周を廻り分間で測った結果の一覧で、測点の番号・方位・測点間の距離を記す。測点の位置は図中に逆時計回りで明記されている。

字図は左上に表題（小字番号、小字名）、中央に図を配置する。図の外周は廻り分間による測量の数値（方位、測点間距離）で囲まれている。道路は二本線で描かれ、畦畔は田・畑に属して黄線で描かれ、反別は所属する田・畑に内書される。

地図奥書は「右者何村地図書面之通相違無御座候也」の文の後に進達年月日、当該村の地主総代、戸長、副戸長の氏名捺印の後に隣接村の戸長の氏名捺印、最後に宛先を記すこととなっている。

茨木市所蔵の「大阪府管下摂津国島下郡太田村地図」「大阪府管下摂津国島下郡耳原村地図」「大阪府管下摂津国島下郡鮎川村地図」「大阪府管下摂津国島下郡戸伏村地図」「大阪府管下摂津国島下郡中城村地図」「大阪府管下摂津国島下郡総持寺村地図」は、この雛形通りに作成されている。そのうち耳原、戸伏、中城、総持寺のものには検査付箋が付いており（図 4）、表 1 は耳原の付箋内容の一覧である。表紙裏の「検査済／校合／検図」には、府側の担当者と思われる 3 名の捺印がある（図 5）。壱番字山之後ノ一の丁には「此所二番字島畑界ノ誤リナラン」の文字の横に朱で〇

の付いた付箋があり、本図ではこの付箋が付けられた小字境界の「三番字毛受野界」に朱で取り消し線があり、その隣に「式番字嶋畑」と記されている。また、付箋には度数訂正の指摘が多い。これは一村あるいは一字の周囲の屈折する地点ごとに方位と間数を測った数値である。非常に小さな文字で書かれたものだが、府の担当者はこれを一一つ精査し、誤りと思われる箇所を指摘している。こうしたことから、これらの地籍図は一端提出された後付箋を付けて戻され、村で該当箇所を訂正した後に再度提出し、認められたものであると推測される。

4. 地押調査における更正地籍図の特徴

明治 18 年（1885 年）に「地押調査ノ件」が各府県に訓令されたことを始まりとして作成された地籍図である。このグループに属する地籍図が、現在最も多く確認されている。作成年は明治 19・20 年（1886・87 年）が主である。以下、特徴を列記する。

（1）山林全図と山林地番

茨木市山麓部から平野部にかけての地押図は、一図の中に全地目が表現されている。大きな村の場合は複数枚に分けられるが、単純な区分である。しかし山間部においては、山林と耕宅地を分けて地押図を作成している例がある。

茨木市所蔵の泉原の地押図は、「大阪府摂津国島下郡泉原村地押ニ関スル全図」と「島下郡清溪村大字泉原山林全図」の 2 点である。前者は耕宅部のみ、後者は山林部のみ表現されており、両者合わせて一村分である。同様に千提寺も「大阪府下摂津国島下郡千提寺村地押ニ関スル現地目壱村全図」に耕宅部、「島下郡清溪村大字千提寺山林全図」に山林部が描かれ、両者で一村分である。

この 2 村の山林全図の地番は「山林〇」と表記されている。他村の地押図の地番は一村で通し付番であるのに対し、この 2 村では山林・耕宅それぞれで通し付番となっている。

（2）棚田表現

複数枚の田を合算して一筆としている棚田は、二種類の表現が認められる。第一は、棚田境界（畦畔）を省略して筆界のみを描き、筆内に枚数を明記する表現である（図 6）。茨木市所蔵の「大阪府摂津国島下郡長谷村地押ニ関スル全図」「大阪

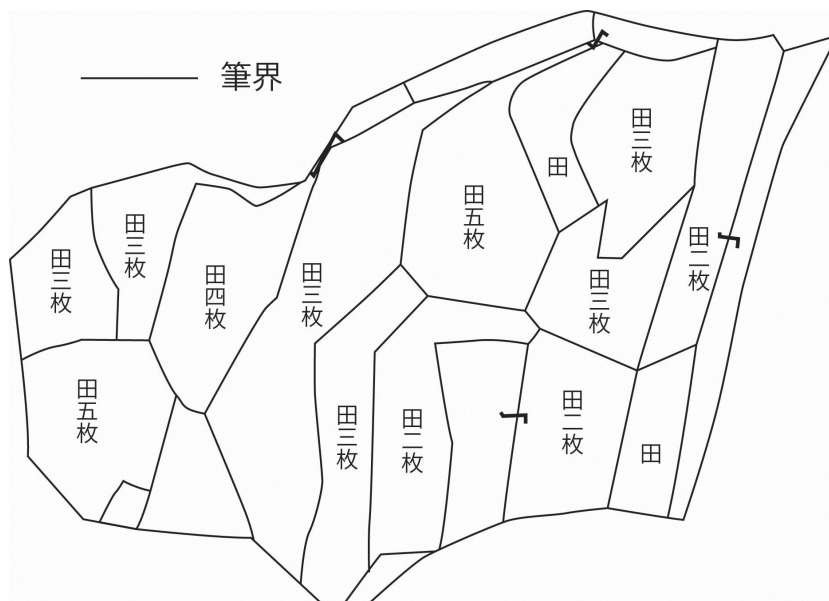


図6 棚田枚数表現1（長谷村地籍図のトレースにより作成した模式図）

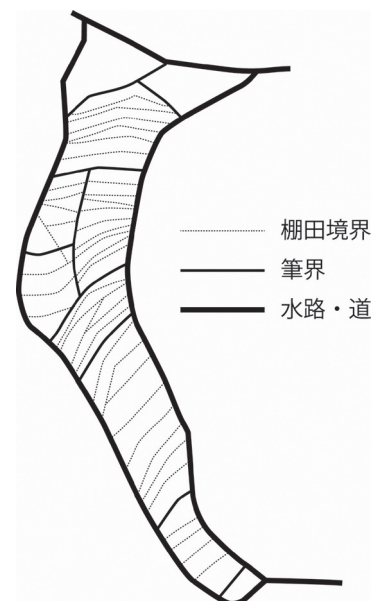


図7 棚田枚数表現2（車作村地籍図のトレースにより作成した模式図）

府下摂津国島下郡忍頂寺村地押ニ関スル現地目壹村全図」「大阪府摂津国島下郡泉原村地押ニ関スル全図」「大阪府下摂津国島下郡千提寺村地押ニ関スル現地目壹村全図」「大阪府下摂津国島下郡佐保村地押ニ関スル切図」はこの表現方法である。第二は筆界と棚田境界両方の線を描く方式である（図7）。茨木市所蔵の「〔下音羽全図〕」「銭原村全図」「大阪府摂津国島下郡清阪村地押全図」「摂津国島下郡車作村全図」はこの表現方法であった。

前述の安元の地租改正地引絵図での棚田の表現は、筆界の中に枚数のみを明記する方式であった。また明治20年の『地図調整方式』第十二項には
棚田ノ如キ一筆内細小ノ区画アリテ々々畦畔ヲ
記入シ難キモノハ、枚数ヲ掲記シ、別紙ニ記載
添付スルモ妨ケナシ。

とあり、枚数のみの簡略化した表現が認められている（註4）。しかし、その間の時期に作成された地籍編成地籍図においては、畦畔の表現は重視されており、地番も付けられている。棚田境界を描く詳細な表現方法は、地籍編成地籍図の表現の影響を受けていると考えられる。

5. おわりに

茨木市の地租改正における地引絵図・地籍編成での地籍地図・地押調査における更正地籍図の特徴について概観をまとめた。地租改正・地籍編成の地籍図は雛形と一致する点が多く、それぞれが

似通っているが、地押図については本稿で指摘した以外にも表現や作成方法にかなりばらつきがみられる。過去の景観復原に際して重要な史料である地籍図について、内容の検討を重ねながら今後の史料活用につなげていきたい。

註

- 1) 佐藤 1986 p 309、310
- 2) 古屋 1886 pp. 47-93
- 3) 「地籍編成心得書」付属の雛形については、大阪市立図書館蔵も参考にした。
- 4) 佐藤 1986 p 343、344

参考文献（五十音順）

- 佐藤甚次郎 1986『明治期作成の地籍図』古今書院
古屋宗作編 1886『類聚大阪府布達全書』第1編第9巻
竜雲舎